

トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校 「教育課程編成委員会」設置規程

第1条 目的

学校教育法第128条第4項の趣旨を達成するために、企業業界団体等との密接な連携により、最新の知識・技術・技能を取り入れた教育課程（カリキュラム）の編成・改善・工夫を定期的に行うことを目的に「教育課程編成委員会」を設ける。

第2条 職務内容

教育課程編成委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 教育課程編成の方針について
- (2) 教育課程の改善・工夫について
- (3) 新規の授業科目の開設の有無について
- (4) その他教育課程編成のために必要な事項について

第3条 構成・会議

教育課程編成委員会は、福祉施設・業界団体の代表者、学校長、教務部長、学科長、をもって構成する。ただし、必要に応じて他の教職員の出席を求めることができる。

- 2 福祉施設・業界団体の代表委員は、学校長が委嘱する。
- 3 教育課程編成委員会議は、学校長が召集し原則年2回開催する。
- 4 教育課程編成委員会議の記録は、教務部長が保管する。

附 則

この設置規程は、平成25年（2013年）11月1日から施行する。

この設置規程は、平成28年（2016年）4月1日から施行する。

この設置規程は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。